

福岡最賃審第507号

令和6年10月1日

福岡労働局長

小野寺 徳子 殿

福岡地方最低賃金審議会

会長 丸谷 浩

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付け福岡労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金を次のとおり改正決定すること。

福岡県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,000円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月10日